

第6章 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりが生涯にわたる歯や口の健康づくりを実践できるよう、市民や地域、行政や企業、教育機関や医療機関、関係団体や関係機関、医療保険者などが複合的に連携し、協働で取り組みを行います。また、「東大阪市民健康づくり推進協議会」において、計画の進捗状況を管理し、取り組みの状況や目標の達成状況などの評価を行うとともに、適宜、計画の見直しなどの必要な提言を行います。

